北九州市障害者及び障害児に係る指定サービス事業者等の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）及び児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定サービス事業者等」という。）の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

（業務管理体制の届出）

第２条　障害者総合支援法第５１条の２第２項及び第５１条の３１第２項の規定による届出は、障害者総合支援法施行規則第３４の２８第１項及び第３４条の６２第１項に掲げる事項について第１号様式により行うものとする。

２　児童福祉法第２１条の５の２６第２項（第２４条の１９の２において準用する場合を含む。）及び第２４条の３８第２項の規定による届出は、児童福祉法施行規則第１８条の３８第１項、第２５条の２３の２第１項及び第２５条の２６の９第１項に掲げる事項について第２号様式により行うものとする。

（届出事項の変更の届出）

第３条　障害者総合支援法第５１条の２第３項及び第５１条の３１第３項の規定による届出事項の変更の届出は、障害者総合支援法施行規則第３４の２８第２項及び第３４条の６２第２項に掲げる事項について第３号様式により行うものとする。

２　児童福祉法第２１条の５の２６第３項（第２４条の１９の２において準用する場合を含む。）及び第２４条の３８第３項の規定による届出事項の変更の届出は、児童福祉法施行規則第１８条の３８第２項、第２５条の２３の２第２項及び第２５条の２６の９第２項に掲げる事項について第４号様式により行うものとする。

３　指定サービス事業者等の指定に係る事項の変更の届出先と、前二項に規定する変更の届出先がいずれも北九州市であり、指定サービス事業者等から指定届出事項変更手続に関する規定に基づき、主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名に係る変更届出を受けたことにより、業務管理体制整備届出事項変更手続における同事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、変更の届出又は届出書の記載を要しないものとする。

（区分の変更の届出）

第４条　障害者総合支援法第５１条の２第４項及び第５１条の３１第４項の規定による届出は、障害者総合支援法施行規則第３４の２８第３項及び第３４条の６２第３項に掲げる事項

について第１号様式により行うものとする。

２　児童福祉法第２１条の５の２６第４項（第２４条の１９の２において準用する場合を含む。）及び第２４条の３８第４項の規定による届出は、児童福祉法施行規則第１８条の３８第３項、第２５条の２３の２第３項及び第２５条の２６の９第３項に掲げる事項について第２号様式により行うものとする。

（関係機関への情報提供）

第５条　市長は、第２条から前条までの規定による届出に関し、国、都道府県及び市町村に対して、情報を提供することができる。

（実施細目）

第６条　この要綱に定めるもののほか、指定サービス事業者等の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

付則

（施行期日）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

付則

（施行期日）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

付則

（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１７日から施行する。